

飼料用米は正しく出荷しましょう！

不適正な出荷をした場合は、交付金が支払われません！

こんな行為は違反です！

- ⚠ 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- ⚠ 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、新規需要米の飼料用米として出荷
- ⚠ 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増して出荷

もし、不適正な出荷が行われたら、

- ⚠ 不適正な出荷等が確認された場合には、その名称及び違反事実を公表、
- ⚠ 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての交付金を返還、
- ⚠ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米等の取組を認めない

などの措置が講じられます。

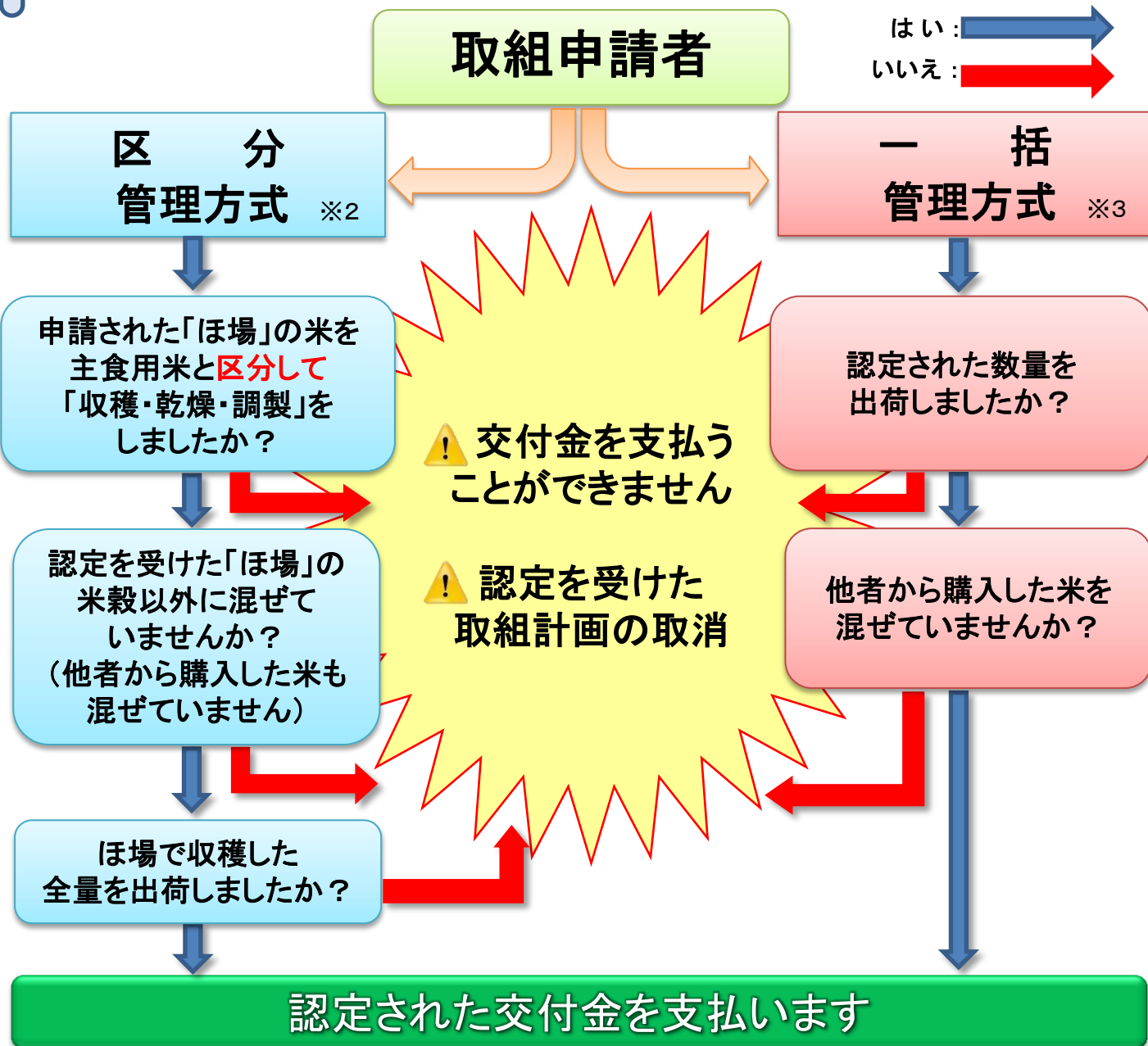


国は飼料用米の出荷状況を確認します！

- ⚠ 飼料用米の農産物検査の場で、飼料用米の出荷状況を確認することがあります。
- ⚠ 検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米の状況を確認することがあります。
- ⚠ 畜産農家等の需要者にきちんと飼料用米が納入されているか確認することがあります。

加工用米、新規需要米に取り組む皆様へ

(認定された取組方式により、出荷方法が違います！)



※1 交付金が支払われた後に不適正が確認された場合も、交付金の返還及び取組計画の取消と、1年間の取組計画を認めません。また、**食糧法による罰則が適用**される場合があります。

※2 区分管理方式

多収品種(知事特認を含む)又はその他品種であって、主食用米と明確に区分して生産・乾燥・調製を行う。
作付けしたほ場(1枚単位のほ場)の全収量を出荷する。

※3 一括管理方式

区分管理方式以外の取組。
生産・乾燥・調製が主食用米と一緒に。取組申請の数量を出荷するが、当初の契約数量を作柄変動による変更が可能。